

第 9 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年2月28日(金) 午後1時30分から 2時15分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		譲
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	13番	大	口		寧

4. 遅刻委員(1人)

9番 高 橋 光 也

5. 欠席委員(2人)

6番 阿 部 紹 子
12番 渥 美 光 成

6. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可について
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 農地法第18条の規定による通知について
第8	議案第6号 農地法第3条の規定による許可について
第9	議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 和 仁
農地係長 松 林 功

8. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第9回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございました。

ここ数日は大変良いお天気に恵まれまして、融雪もどんどん進んでおりますが、昨年からみますと今年はまだまだ雪が多いなあと感じております。来週始めから、また寒さが戻ってくるということですので、雪解けに影響がでてくると思われます。

会長

先日、せたな町内でジャガイモシストセンチュウが発生したということで、町長、農協が主体となって対策会議が2回行われました。また、本日は生産者とまん延防止と防除対策についての話し合いをしたということです。

シストセンチュウは平成20年にも当町で発生しており、それ以来の発生とのことです。近隣の今金町でも発生が確認されており、ジャガイモを作れないという状態で大変な状況とのことです。

会長

本日は、総会後に「地域計画」策定に伴う協議の場、そして、第2回農地委員会、その後に農協との懇親会もごございます。長丁場となりますが、よろしく願いいたします。

会長

また、本日の総会は、議案第7号までで結構な案件がございます。

慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、9番高橋委員から遅刻の届出がございました。また、6番阿部委員、12番渥美委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は12名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番玉木委員、3番吉田委員を指名いたします。この指名は、第9回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和7年2月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料1ページをご覧ください。

番号3番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計15筆、現況地目は田と畑、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、貸主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、借主と売買するためでございます。

事務局

資料2ページをご覧ください。

番号4番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、現況地目は全て畑、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、他に賃貸借している農地と更新時期を合わせ一本化するためでございます。

事務局

資料3ページをご覧ください。

番号5番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、貸主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、他の農業者と賃貸するためでございます。

事務局

資料4ページをご覧ください。

番号6番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]

事務局

■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計5筆、現況地目は全て畑、面積が合わせまして■■■■■㎡、解約の申出は、借主の■■■■■さんからで、解約理由につきましては、遠隔地で管理が難しいため。また、耕作を希望する農業者がいるためでございます。

事務局

資料5ページをご覧ください。

番号7番。貸主が、■■■■■、■■■■■さん。借主が、■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■、■■■■■、現況地目は田、面積が合わせまして■■■■■㎡、解約の申出は、借主の■■■■■さんからで、解約理由につきましては、当該農地へ行くには川を渡らなければならず、耕作に不便であるため。また、当該農地の近隣に圃場を持つ農業者から耕作希望があったためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その所有権・賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和7年2月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料6ページをご覧ください。
番号1番。譲渡人が、■■■■■、■■■■■さん。譲受人が、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■さん。

事務局

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては売買でございます。田んぼの単価は [REDACTED]円、畑の単価は [REDACTED]円、売買価格は [REDACTED]円でございます。こちらの価格は相場より安くなっておりますが、約 [REDACTED]年間の賃貸料が [REDACTED]円近く支払われてる等を加味し、この後の議案第4号農用地利用集積計画の売買金額を合わせた価格設定としております。こちらの理由につきましては、農地を取得し、営農に励みたいためでございます。

事務局

資料7ページをご覧ください。

番号2番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、単価が [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、期間につきましては許可の日から3年間、継続でございます。こちらの理由につきましては、農地を借り入れ、営農に励みたいためでございます。

また、貸主の [REDACTED]さんは既に認定農業者ではないことから、前回から農地法第3条での賃貸借契約となっております。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案5ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれまして

事務局

はよろしく願いいたします。

事務局

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 10 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、砂利採取量が [REDACTED] m³。砂利採取後は、表土及び客土により埋戻し整地し農地として使用できるよう復元し返還する。転用期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 20 日、位置図につきましては、11 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は 1 年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、議案発送時 6 番阿部委員が出席予定でありましたので「農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容」でございました。本日阿部委員欠席ため議事参与制限がなくなりましたので、よろしくお願いいたします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。

番号 5 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2025 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価につきましては 円、売買価格は 円でございます。

受け手の さんは現在、農地所有適格法人の構成員であります。構成員が法人に貸し出すために農地を売買するということは認められておりますことを北海道農業会議に確認致しました。この後、番号 19 番で さんと の賃貸借契約がございましてのでご審議頂きたく存じます。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 6 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 18 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2025 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2025 年 5 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田の単価が 円、畑の単価が 円、売買価格は 円でございます。こちらの価格に関しましても、先程の議案第 2 号農地法第 3 条の売買同様、長年の賃借料を加味した価格設定としております。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。

番号 7 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計5筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2025年2月28日、対価の支払期限が2025年11月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED]円、売買価格は [REDACTED]円でございます。

こちらの農地は、[REDACTED]さんから [REDACTED]さんへの経営移譲の際に使用貸借されている土地であります。[REDACTED]さんの経営移譲年金に係る土地でございますが、[REDACTED]さんから返還があり、認定農業者である [REDACTED]さんへ売却する場合は、支給停止の除外理由になり売買可能であることを北海道農業会議に確認いたしました。

事務局

資料15ページをご覧ください。

番号8番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年2月28日から2028年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、新規でございます。

事務局

資料16ページをご覧ください。

番号9番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計8筆、面積が [REDACTED]㎡、利用目的は転作田と水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年2月28日から2028年2月27日までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、新規でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

番号10番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計5筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年2月28日から2030年2月27日までの5年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、新規でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号11番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、こちらは共有名義の土地でございまして、[REDACTED]、[REDACTED]さんと、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 19 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 2 月 28 日から 2030 年 2 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございます、期間につきましては、2025 年 2 月 28

日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 23 ページをご覧ください。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年2月28日から2030年2月27日までの5年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

資料 24 ページをご覧ください。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年2月28日から2030年2月27日までの5年間、田んぼの単価が[REDACTED]円、畑の単価は[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、継続でございます。

資料 25 ページをご覧ください。

利用権設定等に係る土地につきましては、
 の計 32 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田と普通畑、
 こちらの契約は使用貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 2
 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、継続でございます。

資料 26 ページをご覧ください。

[illegible]

〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、
 〇〇の計 96 筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は水田、転作
 田と普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間に
 つきましては、2025 年 2 月 28 日から 2028 年 2 月 27 日までの 3 年間、田ん
 ぼの単価が 〇〇〇〇 円、畑の単価は 〇〇〇〇 円、賃貸価格が 〇〇〇〇 円、継
 続と新規でございます。

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より説明願います。松林係長。

はい。(追加議案) 議案第 5 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、現況地目は全て田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、貸主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、借主と売買するためでございます。

以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理

事務局

が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について】

議長

「日程第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。(追加議案) 議案3ページをご覧ください。
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和7年2月28日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料2ページをご覧ください。
番号3番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては売買でございます。売買価格は[REDACTED]円でございます。こちらの理由につきましては、農地を取得し、営農に励みたいためでございます。

事務局

追加資料3ページをご覧ください。
番号4番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。(追加議案) 議案 5 ページをご覧ください。
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 5 ページをご覧ください。
番号 20 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
、
、
の計 25 筆、面積が
合わせまして m^2 、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約に
つきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2025 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2025 年 4 月 30 日、土地引渡の時期
は対価の支払日、田んぼの単価は 円、用悪水路の単価は 円、売
買価格は 円でございます。

事務局

追加資料 6 ページをご覧ください。
番号 21 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利
用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。(追加議案) 議案 5 ページをご覧ください。
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 7 年 2 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 5 ページをご覧ください。
番号 20 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
の計 25 筆、面積が
合わせまして m^2 、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約に
つきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2025 年 2 月 28 日、対価の支払期限が 2025 年 4 月 30 日、土地引渡の時期
は対価の支払日、田んぼの単価は 円、用悪水路の単価は 円、売
買価格は 円でございます。

事務局

追加資料 6 ページをご覧ください。
番号 21 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利
用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間

事務局

につきましては、2025年2月28日から2028年2月27日までの3年間、単価が [] 円、賃貸価格が [] 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第9回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 28 日

会議録署名委員

2 番 石 木 久 志

3 番 吉 田 優

議 長 原 田 喜 博